

# 減価償却 スタート時期・判断ガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

## 減価償却の基本と開始時期の判断

減価償却とは、購入した固定資産の取得原価を、使用できる期間（耐用年数）に渡り費用計上する会計処理です。

### 【減価償却の対象となる資産の条件】

1.業務で使用する資産

2.経年劣化する資産

### 【開始時期の判断ガイド】

資産の購入日ではなく、「事業の用に供した日（実際に使用を開始した日）」から減価償却を開始します。

- ・事業運営に必要な設備や備品は、購入と同時に使用開始することも多いです。
- ・しかし、機械設備やテナントなどは、工事や設定、調整などを経て実際の稼働開始日が始点となります。
- ・購入した期に使用を開始しない場合は、次期へ持ち越しとなります。
- ・資産の種類によって耐用年数が異なるため、事前に確認が必要です。

## 減価償却資産の対象範囲と分類

減価償却資産は、実体のある「有形固定資産」と、実体のない「無形固定資産」に分類されます。

### 有形固定資産の主な例（実際に目に見える資産）

分類	具体例
建物	事務所、工場
構築物	駐車場、道路
機械設備	生産設備
車両運搬具	社用車
工具器具備品	パソコン、複合機
建物附属設備	電気設備、給排水設備

## 無形固定資産の主な例（目に見えない権利やアイデア）

- ・ソフトウェア
- ・営業権
- ・特許権
- ・商標権、意匠権



資産の種類ごとに税務上の「耐用年数表」に定められた年数で減価償却されます。

## 主な減価償却の計算方法と比較

減価償却の主な計算方法には、「定率法」と「定額法」があります。法人税法上は定率法が一般的ですが、資産の種類により計算方法が決まっている場合があります。（建物、建物附属設備、構築物は定額法）

計算方法	特徴	計算式	主な適用資産
定率法	初年度の償却額が最も多い。残りの価値から一定割合で償却し、年々減少。期の途中購入は月割。	未償却残高 × 定率法償却率	機械、車両運搬具、工具器具備品
定額法	取得価額に基づき、基本的に毎年同額を計上。期の途中購入は月割。	取得価額 × 定額法償却率	建物、無形固定資産、建物附属設備、構築物

### 【計算例：定額法と定率法の比較（300万円の自動車・耐用年数6年の場合）】

償却年	定率法（初期償却大）	定額法（均等償却）
1年目	99万9,000円	50万1,000円
2年目	66万6,333円	50万1,000円
3年目	44万4,444円	50万1,000円
特徴	償却額が年々減少	償却額がほぼ一定

最終的にどちらの方法でも、帳簿上にその資産を残すため、最後に1円（備忘価額）を残して償却を終えます。